

平成23年

賃金事情等総合調査（速報）

～「賃金事情調査」及び「退職金、年金及び定年制事情調査」～

中央労働委員会事務局

（平成24年2月）

平成 23 年賃金事情等総合調査（速報）

— 「賃金事情調査」及び「退職金、年金及び定年制事情調査」 —

本調査は、中央労働委員会が行う労働争議のあっせん、調停等の参考とすることを目的に、「賃金事情調査」は毎年、「退職金、年金及び定年制事情調査」は隔年で実施しているもので、参考までに、一部調査事項を集計し公表するものである。

この程、平成 24 年 1 月 4 日までに回答を得たものについて集計の一部を終えたので、その概要を紹介する。

〔調査の説明〕

1 調査期間

「賃金事情調査」は平成 23 年 6 月の賃金締切日現在の賃金事情等を、「退職金、年金及び定年制事情調査」は平成 23 年 6 月末日現在にける実態を調査した。ただし、一部の調査事項は、一定の期間を対象としている。集計表の表題、注を参照のこと。

2 調査対象企業

両調査共通で、原則として、次に該当する企業の中から独自に選定した 380 社で固定している。

- (1) 資本金 5 億円以上 (2) 労働者 1,000 人以上

3 回答状況

回答企業は、「賃金事情調査」が 230 社(回答率 60.5%)、「退職金、年金及び定年制事情調査」が 224 社(同 58.9%)であった。

4 集計方法

- (1) 産業分類は、労働争議の調整の参考にする観点から、中央労働委員会事務局が独自に区分したもので、日本標準産業分類とは必ずしも一致しない。
- (2) 集計値は「平均年齢」、「平均勤続年数」、「平均賃金（所定内・所定外）」及び「実在者平均所定内賃金」が労働者数による加重平均である以外は、企業ごとの数値を単純平均して得た 1 社当たりのものである。
- (3) 「事務・技術労働者」と「生産労働者」の区分が困難であると回答した企業については、回答数値を「事務・技術労働者」のものとして集計した。

〔集計結果利用上の注意〕

- 1 本調査は、固定された 380 社を対象としたものであることから、通常の統計調査とはその性格が異なる。
- 2 本調査の性質上、調査項目が多岐にわたり、また複雑なこともあり、必ずしもすべての調査項目に回答を得ているとは限らない。このため、集計社数が調査項目によって異なる。
- 3 表中の符号等の用法は、次のとおりである。

「 — 」 ……0 又は回答を得ていないもの

「 0.0 」 ……0<当該数値<0.05

「 * 」 …… 集計社数が 1 社である調査項目

〔主な用語の説明〕

賃金事情調査

1 所定内賃金

毎月きまって支給する賃金（月例賃金）のうち、2の所定外賃金に該当しない賃金のことである。基本給、奨励給（個人能率給、団体業績給など）、役付手当、交替手当、特殊勤務手当、家族手当、通勤手当、住宅手当、地域手当などが該当する。なお、モデル所定内賃金と実在者平均賃金には通勤手当と交替手当は含めない。

2 所定外賃金

毎月きまって支給する賃金（月例賃金）のうち、所定外労働時間の労働に対して支給する賃金のことである。超過勤務手当、休日出勤手当、所定外労働時間が深夜に及ぶ場合の深夜労働の割増賃金（交替勤務に係るものを除く。）などが該当する。

4 一時金

平成22年年末一時金とは、平成22年9月～平成23年2月の間に、平成23年夏季一時金とは、平成23年3月～8月の間に支給された一時金をいう。

5 モデル所定内賃金

学校を卒業後、直ちに入社して継続勤務し、標準的に昇進した者（モデル）の所定内賃金（ただし通勤手当と交替手当は含めない）をいう。該当する実在者の有無にかかわらず、賃金表や昇給表などから計算するものであるが、計算が難しい場合は、モデル条件に該当する実在の労働者の給与である。

6 事務・技術労働者

管理、経理、営業、人事、福利厚生等の「事務」部門に従事する「事務労働者」と研究開発等の「技術」部門に従事する「技術労働者」をいう。

7 生産労働者

主に物の生産及び建設作業の現場において生産業務及び生産工程に関する記録、検査、運搬、梱包等の業務に従事する労働者をいう。ただし、作業に従事しない職長、組長等の監督的労働者は「事務・技術労働者」とする。

退職金、年金及び定年制事情調査

1 退職一時金制度

定年、会社都合、自己都合、死亡等の理由で退職した者にあらかじめ定められた規程等に基づいて、企業又は退職金管理機関から一時金を支給する制度をいう。ただし、年金受給資格取得前の退職者に年金原資から支給する脱退一時金は除く。

退職一時金の算定方式について

①「退職時の賃金を用いる方式」

②「別テーブル方式」

退職一時金算定のために、賃金表とは別体系（テーブル）のものを用いる方式

③ 「点数（ポイント）方式」

退職一時金算定のために、職能等級、勤続年数等を一定の点数に置き換える方式。

2 退職年金制度

上記1の理由で退職した者に、規約又は契約に基づき、企業又は退職年金資産管理 運用機関等から退職者本人又は遺族に対し、継続して企業年金を支給する制度をいう。

① 厚生年金基金（調整年金）

企業が厚生労働大臣の認可を受けて厚生年金基金を設定し、厚生年金保険法でいう老齢厚生年金の報酬比例分を代行するとともに、独自の上乗せ給付を行う年金。

② 確定給付企業年金

平成14年4月に施行された「確定給付企業年金法」の規定に基づく年金。規約型と基金型の2つの種類がある。

③ 確定拠出年金

平成13年10月に施行された「確定拠出年金法」の規定に基づく年金をいい、本調査では企業型を対象とする。

④ （税制）適格年金

平成24年3月31日まで掛金の損金算入等の税制優遇が受けられる年金。

3 モデル退職金

設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢、勤続年数、性）に該当する者で、学校を卒業後直ちに入社し、標準的に昇進した者の退職金をいう。

4 定年制度

労働者が一定年齢に達したとき、雇用契約を解除することをあらかじめ就業規則などによって定めている制度をいう。

5 早期退職優遇制度

定年年齢に達する前等、早期に退職する者を対象として、退職金の支給額などを優遇することにより、早期退職を奨励する制度をいう。

6 継続雇用制度

企業が雇用している高年齢者を、その希望に応じて定年後も引き続いて雇用する制度をいう。「勤務延長制度」と「再雇用制度」がある。

7 再雇用制度

定年年齢に到達した者を一旦退職させ、改めて同一企業との雇用契約を締結する制度をいう。

調査結果の概要

1 賃金事情調査

(1) 平均年齢及び平均勤続年数

集計企業の労働者の平均年齢は39.6歳（平成22年39.6歳）、平均勤続年数は17.6年（同17.1年）となっている。（付属集計表第1表）

(2) 平均賃金及び賃金改定状況

① 平均賃金

平成23年6月分の平均所定内賃金は367.7千円（平成22年366.3千円）、所定外賃金は62.7千円（同60.2千円）で、前年に比べ、所定内賃金は0.4%、所定外賃金は4.2%増加している。

（表1、付属集計第3表）

表1 所定内賃金及び所定外賃金の推移

年	所定内賃金		所定外賃金	
		前年比		前年比
平成	(千円)	(%)	(千円)	(%)
18年	377.3	▲ 0.3	69.5	10.0
19	371.7	▲ 1.5	71.9	3.5
20	377.0	1.4	69.2	▲ 3.8
21	370.8	▲ 1.6	52.2	▲ 24.6
22	366.3	▲ 1.2	60.2	15.3
23	367.7	0.4	62.7	4.2

② 賃金改定額

平成22年7月から23年6月までの1年間における所定内賃金の労働者一人平均改定額は6,138円（平成22年5,951円）、率で1.91%（同1.82%）であった。前年に比べ、額で187円、率で0.09ポイントの増加となっている。

表2 所定内賃金の労働者一人平均改定額、改定率

年	改定額及び改定率		うちベースアップ分	
	改定額	改定率	額	率
平成	(円)	(%)	(円)	(%)
18年	6,275	1.78	245	0.07
19	5,947	1.77	192	0.04
20	6,149	1.83	479	0.13
21	5,077	1.54	92	0.02
22	5,951	1.82	103	0.03
23	6,138	1.91	75	0.01

（注） 改定額は、定期昇給（自動昇給や査定昇給）を含む。

改定額のうち「ベースアップ分」は、回答企業の平均で、額が75円（同103円）、率が0.01%（同0.03%）であった。前年に比べ、上げ幅で28円、率で0.02ポイント減少している。（表2、付属集計表第3表）

③ 賃金表の改定、定期昇給、賃金カット

基本給部分の賃金表ありとする企業は178社（集計企業214社の83.2%）で、そのうち平成22年7月から23年6月までの1年間において、ベースアップの実施を内容とする賃金表の改定を行った企業は7社（同3.3%）で、ベースダウンの実施を内容とする賃金表の改定を行った企業はない。

同期間における定期昇給の実施状況をみると、実施したとする企業が199社、昇給額を圧縮、昇給時期を延伸及び定期昇給を凍結したとする企業がそれぞれ3社、0社、2社であった。

また、賃金カットを実施した企業は4社（集計企業214社の1.9%）であった。（表3）

表3 賃金改定の状況
—平成22年7月～23年6月—

(1) 基本給部分の改定 (社、%)

集計社数	賃金表あり	賃金表の改定あり			賃金表の改定なし	賃金表なし
			ベースアップの実施	ベースダウンの実施		
214社 (100.0)	178 (83.2) [100.0]	10 (4.7) [5.6]	7 (3.3) [3.9]	0 (0.0) [0.0]	167 (78.0) [93.8]	36 (16.8)

(2) 定期昇給と賃金カットの実施 (社、%)

定期昇給の実施状況					賃金カット		
集計社数	前年同様に実施	圧縮 (昇給額の一部を削減)	延伸 (昇給時期を通常の年よりも遅らせた)	凍結 (定期昇給の実施を見送り)	集計社数	実施あり	実施なし
204社 (100.0)	199 (97.5)	3 (1.5)	0 (0.0)	2 (1.0)	214社 (100.0)	4 (1.9)	210 (98.1)

(注) 賃金表の改定の有無、ベースアップの実施及びベースダウンの実施については無回答の企業が存在する。

(3) 平成23年春闘における賃金に関する要求の有無、要求内容、要求方式及び妥結状況

平成23年春闘において、労働組合から賃金に関する要求があったとする企業は140社（集計企業210社の66.7%）で、要求内容は「賃金改善・ベースアップの実施」51社（要求があった企業140社の36.4%）、「賃金体系維持・定期昇給の実施」111社（同79.3%）、「その他」12社（同

8.6%)、要求方式は平均賃上げ方式が 80 社 (同 57.1%)、個別賃上げ方式 32 社 (同 22.9%) であった。

要求があった企業のうち、交渉が妥結したとする企業は 134 社 (要求があった企業 140 社の 95.7%) で、妥結内容は「賃金改善・ベースアップの実施」13 社 (妥結企業 134 社の 9.7%)、「賃金体系維持・定期昇給の実施」124 社 (同 92.5%)、「その他」16 社 (同 11.9%) であった。(表 4)

表 4 春闘における賃金に関する要求の有無、要求内容、要求方式及び妥結状況

(社、%)

集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)			要求方式(複数回答)			要求なし
		賃金改善・ベースアップの実施	賃金体系の維持・定期昇給の実施	その他	平均賃上げ方式	個別賃金方式	その他	
210 社 (100.0)	140 (66.7) 〈100.0〉 《100.0》	51 〈36.4〉	111 〈79.3〉	12 〈8.6〉	80 《57.1》	32 《22.9》	35 《25.0》	70 (33.3)

要求あり (再掲)	妥結	妥結内容(複数回答)			妥結なし
		賃金改善・ベースアップの実施	賃金体系の維持・定期昇給の実施	その他	
140 〈100.0〉	134 〈95.7〉 《100.0》	13 《9.7》	124 《92.5》	16 《11.9》	6 〈4.3〉

(注) 〈 〉 及び 《 》 内の数値については複数回答や無回答の企業が存在するため必ずしも 100 にならない。

以下の表についても同じ。

(4) 平成 22 年年末一時金、平成 23 年夏季一時金

平成 22 年年末一時金の一人平均支給額は 777.5 千円 (平成 21 年年末 793.6 千円)、月収換 2.3 か月 (同 2.3 か月分) で、平成 21 年年末に比べ、額で 16.1 千円、率で 2.0%の減少となっている。

平成 23 年夏季一時金の一人平均支給額は 838.1 千円 (平成 22 年夏季 822.7 千円)、月収換算 2.4 か月分 (同 2.4 か月分) で、平成 22 年夏季に比べ、額で 15.4 千円、率で 1.9%の増加となっている。(表 5、付属集計表第 2 表)

一時金への考課査定制度を導入しているのは 182 社 (集計企業 208 社の 87.5%) となっている。一時金額の決定要素は「一定率(額)分+考課査定分」が 149 社、「考課査定分のみ」が 31 社となっている。「一定率(額)分+考課査定分」の企業の一定率(額)分と考課査定分の比率の平均は、「一定率(額)分」が 71.8%、「考課査定分」が 28.2%となっている。

表5 年末・夏季一時金平均支給額の推移

年	年末			夏季			年間計		
	金額	前年同期比	月収換算	金額	前年同期比	月収換算	金額	前年同期比	月収換算
平成	千円	%	か月分	千円	%	か月分	千円	%	か月分
17年	827.8	4.0	2.4	858.4	11.1	2.5	1,686.2	7.5	4.9
18	830.7	0.4	2.4	897.8	4.6	2.6	1,728.5	2.5	5.0
19	865.3	4.2	2.5	881.9	▲ 1.8	2.6	1,747.2	1.1	5.1
20	870.8	0.6	2.5	915.3	3.8	2.6	1,786.1	2.2	5.1
21	793.6	▲ 8.9	2.3	813.8	▲ 11.1	2.3	1,607.4	▲ 10.0	4.6
22	777.5	▲ 2.0	2.3	822.7	1.1	2.4	1,600.2	▲ 0.4	4.7
23	—	—	—	838.1	1.9	2.4	—	—	—

(注) 月収換算とは一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率をいう。

(5) モデル所定内賃金

「モデル所定内賃金」は、学校を卒業後、直ちに入社して継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（性、事務・技術労働者又は生産労働者の別、学歴、年齢、勤続年数、扶養家族数）に該当する者の所定内賃金をいう。

男について、モデル所定内賃金を年齢別（5歳刻み）にみると、ピークとなる年齢は、事務・技術労働者の場合、各学歴とも55歳で、そのときの額は大学卒646.1千円（勤続33年、扶養家族1人モデル）、短大・高専卒509.1千円（勤続35年、扶養家族1人モデル）、高校卒473.0千円（勤続37年、扶養家族1人モデル）となっている。高校卒生産労働者は、ピークは60歳で423.1千円（勤続42年、扶養家族1人モデル）となっている。（表6、付属集計表第4-1表、第4-2表）

表6 モデル所定内賃金の推移（男）

年齢区分	大学卒			高校卒					
	事務・技術労働者			事務・技術労働者			生産労働者		
	21年	22年	23年	21年	22年	23年	21年	22年	23年
18歳	(千円) —	(千円) —	(千円) —	(千円) 166.2	(千円) 166.0	(千円) 165.9	(千円) 165.4	(千円) 163.3	(千円) 164.6
22	210.7	210.4	210.7	192.7	192.5	193.2	187.7	190.4	187.8
35	405.3	403.4	404.5	328.5	328.8	326.4	307.6	312.1	309.3
40	493.5	496.8	494.5	370.2	374.2	367.0	347.5	351.9	347.9
45	567.3	577.8	563.5	418.6	424.0	415.3	378.3	386.9	380.1
50	641.3	636.2	634.0	452.3	457.7	447.0	408.1	411.0	408.2
55	643.0	640.9	646.1	471.1	481.6	473.0	421.6	420.9	420.6
60	603.8	625.7	620.9	476.2	480.2	472.7	428.2	427.1	423.1
22歳の水準に対する倍率 55歳/22歳									
	3.05	3.05	3.07	2.44	2.50	2.45	2.25	2.21	2.24
大学卒の水準を100とした水準									
22歳	100.0	100.0	100.0	91.5	91.5	91.7	89.1	90.5	89.1
55歳	100.0	100.0	100.0	73.3	75.1	73.2	65.6	65.7	65.1

モデル所定内賃金の年齢間格差を 22 歳に対する 55 歳の倍率でみると、事務・技術労働者は大学卒 3.07 倍、高校卒 2.45 倍、生産労働者では高校卒 2.24 倍となっている。

学歴間格差を大学卒の入職時である 22 歳でみると、大学卒事務・技術労働者を 100 として、高校卒の事務・技術労働者 91.7、同生産労働者 73.2 となっている。また、55 歳でみると、大学卒事務・技術労働者を 100 として、高校卒事務・技術労働者 89.1、同生産労働者 65.1 となっている。

(6) 実在者平均所定内賃金

「実在者平均所定内賃金」は、性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢の別にみた実在者の平均所定内賃金（平成 23 年 6 月分）であり、中途入社した者も含まれる。

男について、実在者平均所定内賃金を年齢別（5 歳刻み）にみると、ピークとなる年齢は大学卒事務・技術労働者 50 歳、短大・高専卒事務・技術労働者 60 歳、高校卒事務・技術労働者 60 歳、高校卒生産労働者 55 歳となっており、額は、大学卒 585.6 千円（平均勤続年数 24.7 年）、短大・高専卒 533.3 千円（同 35.7 年）、高校卒事務・技術労働者 460.1 千円（同 39.0 年）、高校卒生産労働者 395.4 千円（同 35.1 年）となっている。（表 7、付属集計表第 5 表）

実在者平均所定内賃金の年齢間格差を 22 歳に対する 55 歳の倍率でみると、大学卒事務・技術労働者 2.83 倍、高校卒事務・技術労働者 2.25 倍、同生産労働者 2.05 倍となっている。

学歴間格差を大学卒の入職時である 22 歳でみると、大学卒事務・技術労働者を 100 として、高校卒事務・技術労働者 96.4、同生産労働者 93.7 となっている。また、55 歳でみると、大学卒事務・技術労働者を 100 として、高校卒事務・技術労働者 76.5、同生産労働者 67.8 となっている。

表 7 実在者平均所定内賃金（男）

年齢区分	大学卒			高校卒					
	事務・技術労働者			事務・技術労働者			生産労働者		
	21 年	22 年	23 年	21 年	22 年	23 年	21 年	22 年	23 年
18 歳	(千円) —	(千円) —	(千円) —	(千円) 163.7	(千円) 164.2	(千円) 162.3	(千円) 162.1	(千円) 164.1	(千円) 164.1
22	210.2	207.4	206.2	199.3	200.7	198.7	190.0	194.2	193.3
35	395.9	382.6	377.8	313.3	318.5	319.5	288.9	296.4	289.4
40	484.7	455.0	454.7	355.0	352.0	340.8	320.9	319.5	325.7
45	568.2	529.4	523.0	414.3	402.2	387.2	352.8	336.0	350.3
50	632.1	590.0	585.6	470.3	429.7	432.6	386.2	353.2	371.9
55	625.0	600.3	583.6	490.1	470.7	446.4	397.0	369.4	395.4
60	560.1	586.1	575.8	424.6	453.4	460.1	311.5	323.7	364.5
22 歳の水準に対する倍率 55 歳／22 歳									
	2.97	2.89	2.83	2.46	2.35	2.25	2.09	1.90	2.05
大学卒の水準を 100 とした水準									
22 歳	100.0	100.0	100.0	94.8	96.8	96.4	90.4	93.6	93.7
55 歳	100.0	100.0	100.0	78.4	78.4	76.5	63.5	61.5	67.8

2 退職金、年金及び定年制事情調査

(1) 退職一時金、退職年金制度の採用状況

集計企業 209 社について、退職一時金、退職年金制度の採用状況をみると、「退職一時金制度のみ」11 社（集計企業の 5.3%）、「退職年金制度のみ」18 社（同 8.6%）、「両制度の併用」180 社（同 86.1%）となっている。（表 8）

表 8 退職一時金、退職年金制度の採用状況

（社、%）

集計社数	退職一時金制度のみ	退職年金制度のみ	両制度の併用
209 (100.0)	11 (5.3)	18 (8.6)	180 (86.1)

退職一時金制度を採用している企業 191 社について、退職一時金の算定方法をみると、「退職時の賃金を算定の基礎に用いない」とする企業が 169 社（制度を採用している企業 191 社の 88.5%）を占め、具体的な方法として、点数（ポイント）方式を採用している企業が 125 社（同 191 社の 65.4%）、別テーブル方式を採用している企業が 27 社（同 14.1%）となっている。なお、「退職時の賃金を用いる企業」は 22 社（同 11.5%）にとどまっている。（表 9）

表 9 退職一時金の算定方法

（社、%）

	退職時の賃金を算定の基礎に		別テーブル方式	点数（ポイント）方式	その他
	用いる	用いない			
191 社 (100.0)	22 (11.5)	169 (88.5)	27 (14.1)	125 (65.4)	17 (8.9)
		[100.0]	[16.0]	[74.0]	[10.0]

（注） 「その他」は、複数の方式を混在させた方式等が含まれる。

退職年金制度を採用している企業 198 社について、採用している退職年金をみると、確定給付企業年金が 165 社（制度を採用している企業 198 社の 83.3%）、企業型確定拠出年金が 98 社（同 49.5%）、適格年金が 12 社（同 6.1%）などとなっている。（表 10）

表 10 採用している退職年金（複数回答）

（社、%）

	厚生年金 基金 (上乗せ部分)	確定給付 企業年金			企業型確定 拠出年金	適格年金	その他
			(規約型)	(基金型)			
198 社 <100.0>	4 <2.0>	165 <83.3>	99 <50.0>	66 <33.3>	98 <49.5>	12 <6.1>	2 <1.0>

(2) 適格年金制度の移行状況

平成 24 年 3 月 31 日に廃止される適格年金制度の移行状況について調査した。最近 2 年間（平成 21 年 7 月～平成 23 年 6 月）に適格年金制度を変更したのは 40 社、平成 23 年 6 月現在で変更予定のあるのは 12 社となっている。両方を合わせた 52 社について、移行先（予定含む）をたずねたところ、確定給付企業年金（規約型）が 38 社、企業型確定拠出年金が 10 社、確定給付企業年金（基金型）が 9 社などとなっている。（表 11）

表 11 適格年金制度の移行状況

(社、%)

集計社数	移行先（予定含む）年金制度（複数回答）						
	変更済み	変更予定	厚生年金 基金	確定給付 企業年金 （規約型）	確定給付 企業年金 （基金型）	企業型 確定拠出 年金	その他
52 社	40	12	0	38	9	10	0
(100.0)	(76.9)	(23.1)					
<100.0>			<0.0>	<73.1>	<17.3>	<19.2>	<0.0>

(3) モデル退職金

「モデル退職金」は学校を卒業後直ちに入社し、その後標準的に昇進した者で、設定されたモデル条件（性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢、勤続年数）に該当する者の退職金をいう。

会社都合により退職した場合の退職金額と月収換算（退職時のモデル所定内賃金に対する倍率）を男の 60 歳時点でみると、大学卒事務・技術労働者 27,903 千円で 49.3 月分（前回調査の平成 21 年 26,576 千円で 40.8 月分）、高卒事務・技術労働者 23,135 千円で 49.7 月分（同 23,701 千円で 48.2 月分）、高卒生産労働者 19,592 千円で 50.7 月分（同 20,336 千円で 47.5 月分）などとなっている（表 11、付属集計表第 6 表）。

また、モデル退職金額の学歴間格差をみると、60 歳時点では、大学卒事務・技術労働者を 100 とし、高校卒事務・技術労働者では 82.9（前回調査の平成 21 年 89.2）となっている（表 13）。

表 12 学歴別モデル退職金額（男・会社都合）

学歴・労働者の種類	勤続年数	年齢	退職金額		月収換算	
			21年	23年	21年	23年
	(年)	(歳)	(千円)	(千円)	(月分)	(月分)
大学卒 事務・技術 労働者	3	25	654	656	2.7	2.7
	10	32	3,072	3,068	8.9	8.8
	20	42	9,524	9,872	18.3	18.9
	30	52	20,603	21,473	31.1	32.7
	35	57	—	25,323	—	40.9
	38	60	26,576	27,903	40.8	49.3
		定年	26,152	26,202	38.5	46.6
高校卒 事務・技術 労働者	3	21	—	541	—	3.0
	10	28	2,309	2,198	9.4	8.8
	20	38	7,157	6,977	20.5	20.5
	30	48	15,170	14,720	34.8	34.6
	35	53	—	19,739	—	41.8
	42	60	23,701	23,135	48.2	49.7
		定年	23,248	23,418	47.5	51.8
高校卒 生産 労働者	3	21	—	516	—	2.9
	10	28	2,133	2,325	9.2	9.6
	20	38	6,472	6,814	20.7	21.1
	30	48	13,953	14,182	36.6	36.4
	35	53	—	18,165	—	45.1
	42	60	20,336	19,592	47.5	50.7
		定年	20,300	19,952	48.4	50.3

- (注) 1 月収換算とは退職金支給時における所定内賃金に対する退職金支給額の倍率をいう。
 2 平成 21 年調査と 23 年調査では退職者のモデルの設定（勤続年数、年齢）が異なる箇所があり、21 年調査で行っていない箇所については「—」で表示している。

表 13 モデル退職金額の学歴間格差の推移（男、60 歳、事務・技術労働者、会社都合）

年	月収換算		大学卒を 100 とした場合の高校卒の水準
	大学卒	高校卒	
平成	(月分)	(月分)	
15 年	48.0	48.0	87.7
17	46.9	46.2	80.0
19	44.7	49.0	86.6
21	40.8	48.2	89.2
23	49.3	49.7	82.9

(4) 定年制度

定年制度を採用しているのは208社(集計208社の100.0%)で年齢は「60歳」が205社となっている。選択定年制度(早期退職優遇制度)を採用しているのは111社(集計208社の53.4%)で、そのうち退職一時金の優遇措置があるのは99社(制度がある111社の89.2%)となっており、その中で支給率を加算し定年退職扱いにする企業が45社、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が19社などとなっている。退職年金の優遇措置があるのは14社(同12.6%)となっている。(表14)

表 14 選択定年制度による早期退職者に対する優遇措置(複数回答)

(社、%)

制度あり	退職一時金の優遇あり	制度適用対象者			退職年金の優遇あり	その他の優遇あり
		定年退職と同等に扱う	勤続年数の加算	その他		
111社 <100.0>	99 <89.2>	45 <40.5>	19 <17.1>	57 <51.4>	14 <12.6>	22 <19.8>

継続雇用制度を採用しているのは207社(集計208社の99.5%)で、そのうち「再雇用制度」を採用しているのは206社(制度がある207社の99.5%)となっている。その中で原則として希望者全員に制度を適用するのは44社(同21.4%)、再雇用の限度年齢を設定しているのは195社(同94.7%)、平均年齢は64.9歳となっている。(表15)

表 15 再雇用制度の適用状況

(社、%)

継続雇用制度あり	再雇用制度あり	制度適用対象者		再雇用限度年齢の有無		再雇用制度なし
		希望者全員	一定の基準を満たす者	限度年齢あり	限度年齢なし	

(注) 制度適用対象者及び再雇用限度年齢の有無については無回答の企業が存在する。

(付属集計表)

第1表 1社当たり労働者数・性別構成、平均年齢及び平均勤続年数

産 業	1社当たり常用労働者数		性別構成 (計=100.0)			年 齢		勤 続 年 数	
	集 計 社 数 (社)	(人)	集 計 社 数 (社)	男	女	集 計 社 数 (社)	平均年齢 (歳)	集 計 社 数 (社)	平均勤続 年 数 (年)
調査産業計	212	5,144	201	84.2	15.8	211	39.6	210	17.6
1 鉱 業	2	1,398	2	87.2	12.8	2	39.3	2	17.8
2 製 造	136	5,413	130	85.9	14.1	136	39.3	136	17.1
3 食品・たばこ	16	2,831	16	79.1	20.9	16	38.3	16	16.3
4 綿 紡	4	1,223	4	73.9	26.1	4	40.2	4	17.4
5 製糸・衣料	4	1,918	4	32.8	67.2	4	40.2	4	14.8
6 羊 毛 ・ 麻	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7 化 織	4	1,812	4	88.4	11.6	4	39.8	4	18.4
8 印 刷	2	6,588	2	84.3	15.7	2	37.8	2	14.6
9 パルプ・製紙	3	3,855	3	91.1	8.9	3	40.0	3	18.9
10 総 合 化 学	7	1,914	7	87.0	13.0	7	39.8	7	17.3
11 薬 品	4	4,811	4	72.0	28.0	4	39.0	4	15.0
12 その他の化学	18	2,439	17	86.1	13.9	18	39.9	18	17.8
13 石 油	2	3,330	2	87.9	12.1	2	40.6	2	20.0
14 ゴ ム	1	*	1	*	*	1	*	1	*
15 窯 業	8	3,106	8	82.6	17.4	8	38.7	8	16.0
16 製鉄・製鋼	11	3,835	10	92.5	7.5	11	39.1	11	18.3
17 非鉄金属	2	3,054	2	91.4	8.6	2	41.4	2	19.0
18 機 械	17	3,276	17	86.6	13.4	17	39.5	17	16.4
19 電 気 機 器	16	12,345	13	84.2	15.8	16	41.2	16	18.7
20 車 輛 ・ 自 動 車	12	14,321	12	90.2	9.8	12	37.8	12	16.4
21 造 船	5	10,038	4	92.0	8.0	5	37.1	5	15.0
22 建 設	11	4,855	10	90.9	9.1	11	41.5	11	19.2
23 銀 行	6	7,965	6	56.9	43.1	5	38.4	5	15.4
24 生 命 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25 損 害 保 険	2	5,439	2	51.4	48.6	2	40.3	2	14.1
26 私鉄・バス	15	2,804	14	94.0	6.0	15	41.1	14	20.4
27 貨 物 運 送	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28 海 運 ・ 倉 庫	5	650	5	70.1	29.9	5	38.3	5	15.4
29 電 力	9	11,876	8	90.4	9.6	9	39.0	9	19.4
30 ガ ス	4	4,757	4	87.3	12.7	4	42.2	4	21.9
31 百貨店・スーパー	2	3,762	2	52.5	47.5	2	43.8	2	22.5
32 商 事	9	3,561	8	75.4	24.6	9	41.4	9	17.0
33 新 聞 ・ 放 送	4	4,069	3	85.8	14.2	4	40.9	4	17.6
34 映 画	3	244	3	71.6	28.4	3	39.0	3	14.6
35 その他の産業	4	2,912	4	85.3	14.7	4	38.2	4	14.6

(注) 平均年齢及び平均勤続年数は調査対象企業の全常用労働者数の加重平均で算出している。

第2表 一 時 金

産 業	平成22年年末			平成23年夏季		
	集 計 社 数	一 人 平均額	月 収 換 算	集 計 社 数	一 人 平均額	月 収 換 算
調査産業計	194	777.5	2.3	195	838.1	2.4
1 鉱 業	2	1,006.4	2.7	2	1,044.8	2.8
2 製 造	125	726.3	2.3	126	759.9	2.4
3 食品・たばこ	14	899.5	2.8	15	866.7	2.7
4 綿 紡	4	573.3	2.0	4	583.3	2.0
5 製糸・衣料	4	626.5	1.9	4	617.8	1.9
6 羊 毛 ・ 麻	—	—	—	—	—	—
7 化 織	4	649.6	2.3	4	690.4	2.5
8 印 刷	2	480.5	1.6	2	523.3	1.8
9 パルプ・製紙	3	731.7	2.5	3	711.7	2.4
10 総 合 化 学	6	708.9	2.2	6	776.3	2.5
11 薬 品	3	978.2	2.8	3	989.4	2.8
12 その他の化学	14	787.8	2.4	14	800.5	2.4
13 石 油	2	678.5	2.0	2	840.0	2.5
14 ゴ ム	1	*	*	1	*	*
15 窯 業	8	733.7	2.3	8	793.5	2.5
16 製鉄・製鋼	10	611.7	2.0	10	673.8	2.2
17 非鉄金属	2	655.0	2.3	2	773.0	2.8
18 機 械	16	677.8	2.1	16	726.9	2.3
19 電 気 機 器	14	753.8	2.3	14	789.1	2.4
20 車 輛 ・ 自 動 車	13	701.7	2.2	13	766.6	2.4
21 造 船	5	701.3	2.4	5	691.2	2.4
22 建 設	10	667.3	1.8	10	708.4	1.9
23 銀 行	4	848.5	2.2	4	824.5	2.2
24 生 命 保 険	—	—	—	—	—	—
25 損 害 保 険	2	675.2	2.0	2	614.2	1.9
26 私鉄・バス	12	742.0	2.4	12	721.0	2.3
27 貨 物 運 送	—	—	—	—	—	—
28 海 運 ・ 倉 庫	5	901.5	2.5	5	1,162.0	3.3
29 電 力	9	859.3	2.1	9	798.4	2.0
30 ガ ス	3	811.7	2.4	3	792.0	2.3
31 百貨店・スーパー	2	257.7	0.7	2	426.1	1.1
32 商 事	9	1,458.9	2.9	9	2,233.2	4.2
33 新 聞 ・ 放 送	4	1,255.0	2.8	4	1,259.5	2.8
34 映 画	3	750.9	2.7	3	754.2	2.7
35 その他の産業	4	529.0	1.8	4	425.2	1.4

(注) 1 平成22年年末とは、平成22年9月～平成23年2月の間に、平成23年夏季とは、平成23年3月～8月の間に支給された一時金である。
なお、賃金増額に伴う遡及額分、創立記念一時金などの一時金は含まれていない。

2 月収換算は、一時金支給時の所定内賃金月額に対する倍率であり、一時金の算定基礎給に対する倍率(妥結月数、支給月数)とは異なる。

第3表 平均賃金及び賃金改定状況

産 業	平 均 賃 金				所 定 内 賃 金 改 定 状 況						産 業
	集計社数 (社)	所 定 内 (千円)	集計社数 (社)	所 定 外 (千円)	集計社数 (社)	改定額 (円)	うちベース アップ分 (円)	集計社数 (社)	改定率 (%)	うちベース アップ分 (%)	
調 査 産 業 計	203	367.7	187	62.7	148	6,138	75	90	1.91	0.01	
1 鉱 業	2	361.7	2	42.1	2	6,702	—	2	1.80	—	1
2 製 造 業	132	346.2	122	60.6	106	5,801	106	63	1.93	0.01	2
3 食 品 ・ たばこ	16	328.5	15	71.5	10	7,165	—	7	2.50	—	3
4 綿 織 物	4	336.9	4	21.6	4	5,882	33	3	2.02	—	4
5 製 糸 ・ 衣 料	4	322.7	4	20.4	1	*	*	1	*	*	5
6 羊 毛 ・ 麻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6
7 化 織	4	339.5	4	32.5	4	4,678	—	3	1.63	—	7
8 印 刷	2	323.7	2	82.6	—	—	—	—	—	—	8
9 パ ル プ ・ 製 紙	3	320.5	3	71.3	3	5,011	—	3	1.64	—	9
10 総 合 化 学	7	341.6	7	52.1	4	4,635	—	2	1.53	—	10
11 薬 品	4	430.4	3	57.7	4	8,723	1,250	1	*	*	11
12 そ の 他 の 化 学	17	366.3	13	53.7	15	5,227	30	10	1.64	—	12
13 石 油	2	391.6	2	116.1	—	—	—	—	—	—	13
14 ゴ ム	1	*	*	*	1	*	*	—	—	—	14
15 窯 業	8	326.9	7	53.2	6	6,036	—	2	2.31	—	15
16 製 鉄 ・ 製 鋼	11	327.2	10	60.1	10	4,466	286	3	1.79	—	16
17 非 鉄 金 属	2	378.2	2	35.7	2	4,989	—	1	*	*	17
18 機 械	17	358.6	16	43.7	15	6,132	105	10	1.88	0.05	18
19 電 気 機 器	13	367.9	12	61.5	11	6,043	—	6	1.99	—	19
20 車 輜 ・ 自 動 車	12	340.1	12	59.8	11	5,988	63	8	1.93	0.02	20
21 造 船	5	314.0	5	68.3	5	5,397	—	3	2.22	—	21
22 建 設	11	456.6	10	46.8	8	7,817	—	5	2.17	—	22
23 銀 行	4	376.2	3	50.5	2	2,867	—	1	*	*	23
24 生 命 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24
25 損 害 保 険	2	413.3	1	*	1	*	*	1	*	*	25
26 私 鉄 ・ バ ス	15	345.5	15	68.7	7	4,698	—	5	1.49	—	26
27 貨 物 運 送	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27
28 海 運 ・ 倉 庫	5	440.5	4	65.2	4	9,286	—	1	*	*	28
29 電 力	8	413.8	8	87.7	1	*	*	1	*	*	29
30 ガ ス	2	343.7	1	*	1	*	*	1	*	*	30
31 百 貨 店 ・ スーパ ー	2	399.5	1	*	2	7,478	—	2	1.97	—	31
32 商 事	9	547.5	9	36.7	5	8,419	—	4	2.85	—	32
33 新 聞 ・ 放 送	4	413.9	4	154.4	4	8,020	—	2	1.79	—	33
34 映 画	3	418.9	3	30.3	2	10,265	—	1	*	*	34
35 そ の 他 の 産 業	4	346.1	4	32.9	3	6,752	—	1	*	*	35

(注) 1 賃金改定額の対象は、平成22年7月から平成23年6月までの間に額の決定をみたものであり、ベースアップのほか、定期昇給分や査定昇給分等を含めたものである。

2 「うちベースアップ分」は改定額(率)の内数として回答できる場合にのみ回答を得ている。

第4-1表 モデル所定内賃金（男）

年 齢	扶 養 家族数 (人)	大学卒 事務・技術労働者		短大・高専卒 事務・技術労働者		高校卒 事務・技術労働者		高校卒 生産労働者	
		勤 続 年 数 (年)	所定内 賃 金 (千円)						
調査産業計									
		(集計社数169社)		(59社)		(106社)		(80社)	
18 歳	0	—	—	—	—	0	165.9	0	164.6
20	0	—	—	0	180.5	2	179.1	2	175.2
22	0	0	210.7	2	197.0	4	193.2	4	187.8
25	0	3	243.0	5	221.2	7	233.7	7	206.9
30	2	8	325.3	10	289.1	12	278.1	12	267.0
35	3	13	404.5	15	343.7	17	326.4	17	309.3
40	3	18	494.5	20	391.3	22	367.0	22	347.9
45	3	23	563.5	25	447.7	27	415.3	27	380.1
50	2	28	634.0	30	493.1	32	447.0	32	408.2
55	1	33	646.1	35	509.1	37	473.0	37	420.6
60	1	38	620.9	40	495.4	42	472.7	42	423.1
うち製造業									
		(集計社数108社)		(40社)		(68社)		(69社)	
18 歳	0	—	—	—	—	0	164.7	0	164.1
20	0	—	—	0	180.3	2	175.6	2	174.3
22	0	0	210.7	2	195.8	4	188.6	4	186.7
25	0	3	239.0	5	216.5	7	238.2	7	206.2
30	2	8	316.3	10	281.7	12	273.6	12	266.4
35	3	13	386.2	15	332.7	17	321.7	17	309.1
40	3	18	462.1	20	378.4	22	362.7	22	345.3
45	3	23	521.9	25	431.4	27	404.6	27	377.0
50	2	28	580.0	30	461.6	32	431.2	32	404.1
55	1	33	610.2	35	497.6	37	445.6	37	413.8
60	1	38	592.5	40	500.7	42	445.7	42	412.0

(注) 各労働者区分における集計社数は、いずれかの年齢でモデル所定内賃金の回答を得た社数である。

第4-2表 モデル所定内賃金（女）

年 齢	大学卒 事務・技術労働者		短大・高専卒 事務・技術労働者		高校卒 事務・技術労働者	
	勤続年数 (年)	所定内賃金 (千円)	勤続年数 (年)	所定内賃金 (千円)	勤続年数 (年)	所定内賃金 (千円)
調査産業計						
	(集計社数128社)		(69社)		(95社)	
18歳	—	—	—	—	0	164.7
20	—	—	0	174.4	2	177.3
22	0	207.4	2	191.3	4	189.2
25	3	237.3	5	209.5	7	229.8
30	8	286.2	10	246.1	12	243.7
35	13	342.1	15	282.9	17	278.7
40	18	391.1	20	319.5	22	312.8
45	23	435.5	25	348.2	27	342.1
50	28	471.8	30	389.2	32	363.9
55	33	483.9	35	415.9	37	381.2
60	38	433.7	40	373.0	42	384.2
うち製造業						
	(集計社数80社)		(46社)		(65社)	
18歳	—	—	—	—	0	163.8
20	—	—	0	175.5	2	174.8
22	0	208.3	2	189.1	4	185.9
25	3	236.3	5	205.1	7	233.0
30	8	282.8	10	236.3	12	237.3
35	13	342.9	15	270.9	17	272.3
40	18	387.7	20	310.2	22	308.1
45	23	433.6	25	334.0	27	337.7
50	28	470.9	30	368.5	32	359.1
55	33	486.8	35	395.0	37	365.7
60	38	505.6	40	385.0	42	387.5

(注) 1 各労働者区分における集計社数は、いずれかの年齢でモデル所定内賃金の回答を得た社数である。
 2 女性のモデルは全ての年齢において扶養家族数を0人としている。

第5表 実在者平均所定内賃金

年 齢	大学卒 事務・技術労働者				短大・高専卒 事務・技術労働者				高校卒 事務・技術労働者				高校卒 生産労働者	
	男		女		男		女		男		女		男	
	所定内賃金 (千円)	平均勤続年数 (年)	所定内賃金 (千円)	平均勤続年数 (年)	所定内賃金 (千円)	平均勤続年数 (年)	所定内賃金 (千円)	平均勤続年数 (年)	所定内賃金 (千円)	平均勤続年数 (年)	所定内賃金 (千円)	平均勤続年数 (年)	所定内賃金 (千円)	平均勤続年数 (年)
調査産業計														
	(集計社数121社)		(111社)		(83社)		(95社)		(99社)		(98社)		(58社)	
18 歳	—	—	—	—	—	—	—	—	162.3	0.3	162.2	0.3	164.1	0.3
20	—	—	—	—	180.8	0.3	172.9	0.3	184.4	2.1	179.4	2.1	179.3	2.0
22	206.2	0.3	198.3	0.3	201.5	2.1	192.8	2.0	198.7	4.0	188.1	3.9	193.3	3.9
25	236.6	2.0	225.5	2.6	225.8	4.5	204.9	4.4	222.2	6.3	202.6	4.9	211.5	5.9
30	302.9	5.8	272.5	6.2	276.4	7.8	228.5	7.3	270.4	10.6	231.4	9.8	248.6	9.7
35	377.8	10.1	304.7	10.4	334.4	12.3	258.9	11.9	319.5	16.1	267.0	14.8	289.4	14.5
40	454.7	15.2	355.6	14.9	381.0	18.0	299.1	17.7	340.8	20.9	274.2	18.9	325.7	19.3
45	523.0	20.2	392.4	19.0	427.6	21.4	327.8	20.3	387.2	25.4	297.1	22.1	350.3	23.1
50	585.6	24.7	404.0	21.6	471.3	25.5	345.2	24.0	432.6	29.6	332.2	27.0	371.9	28.4
55	583.6	28.3	416.7	27.0	509.1	28.5	376.9	27.5	446.4	35.8	339.4	33.7	395.4	35.1
60	575.8	32.9	394.3	23.2	533.3	35.7	402.3	31.7	460.1	39.0	316.9	35.1	364.5	39.4
うち製造業														
	(集計社数69社)		(61社)		(53社)		(60社)		(59社)		(58社)		(48社)	
18 歳	—	—	—	—	—	—	—	—	163.5	0.3	162.2	0.3	164.3	0.3
20	—	—	—	—	184.3	0.3	177.4	0.3	177.6	2.0	174.6	2.1	178.3	2.0
22	207.1	0.3	206.8	0.3	199.5	2.1	191.6	2.1	192.2	3.9	182.3	3.7	192.4	3.9
25	233.7	1.9	228.6	2.5	219.9	4.5	201.4	4.3	209.7	6.0	197.0	4.5	212.0	6.0
30	292.3	5.4	273.7	5.6	260.0	6.8	225.2	7.3	250.8	9.3	216.6	9.2	248.0	9.7
35	359.1	9.4	301.4	10.1	309.1	10.5	252.8	11.9	289.1	14.1	245.5	13.9	285.2	14.2
40	422.5	14.5	346.1	14.3	368.4	17.6	298.0	18.0	334.1	19.8	271.9	19.0	320.4	18.8
45	478.8	19.7	384.3	19.5	422.0	21.4	334.8	21.3	360.7	23.9	291.2	22.6	343.3	22.4
50	524.2	24.1	415.3	22.6	467.8	25.0	355.8	24.6	390.7	27.6	324.9	27.5	362.3	28.4
55	540.9	27.2	413.0	27.8	507.7	28.1	389.7	28.2	422.6	35.4	336.2	33.4	390.5	35.3
60	584.1	32.4	426.3	16.4	535.1	36.0	417.2	31.8	451.0	38.7	314.6	36.0	356.2	39.7

(注) 各労働者区分における集計社数は、いずれかの年齢で実在者所定内賃金の回答を得た社数である。

第6表 モデル退職金

勤続年数 (年)	大学卒 事務・技術労働者(男)				高校卒 事務・技術労働者(男)				高校卒 生産労働者(男)				高校卒 事務・技術労働者(女)							
	年齢 (歳)	会社都合		自己都合		年齢 (歳)	会社都合		自己都合		年齢 (歳)	会社都合		自己都合		年齢 (歳)	会社都合		自己都合	
		退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)		退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)		退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)		退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)
調査産業計																				
		(96社)		(98社)		(58社)		(61社)		(48社)		(49社)		(49社)		(52社)				
3	25	656	2.7	297	1.2	21	541	3.0	233	1.3	21	516	2.9	188	1.0	21	500	2.8	215	1.2
5	27	1,160	4.2	594	2.2	23	900	4.6	438	2.2	23	935	4.8	390	2.0	23	838	4.4	421	2.2
10	32	3,068	8.8	1,858	5.3	28	2,198	8.8	1,374	5.5	28	2,325	9.6	1,161	4.8	28	1,962	8.7	1,304	5.7
15	37	5,885	13.6	4,113	9.6	33	4,122	14.0	3,020	10.1	33	4,141	14.7	2,547	9.0	33	3,856	14.6	2,873	10.6
20	42	9,872	18.9	7,989	15.4	38	6,977	20.5	5,869	17.2	38	6,814	21.1	5,086	15.7	38	6,431	20.7	5,449	17.5
25	47	15,381	25.7	13,456	22.6	43	10,842	28.0	9,659	24.8	43	10,056	28.1	8,255	23.0	43	9,682	27.6	8,522	24.3
30	52	21,473	32.7	20,114	30.8	48	14,720	34.6	13,322	31.2	48	14,182	36.4	12,247	31.5	48	13,641	35.0	12,435	31.9
35	57	25,323	40.9	25,088	40.3	53	19,739	41.8	18,544	39.2	53	18,165	45.1	16,107	40.0	53	16,957	41.4	16,227	39.6
38	60	27,903	49.3	26,927	47.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	—	—	—	—	—	60	23,135	49.7	21,981	47.2	60	19,592	50.7	18,696	48.2	60	21,485	52.8	20,186	49.6
—	定年	26,202	46.6	—	—	定年	23,418	51.8	—	—	定年	19,952	50.3	—	—	定年	20,559	53.1	—	—
うち製造業																				
		(61社)		(62社)		(36社)		(37社)		(41社)		(42社)		(34社)		(35社)				
3	25	700	2.9	282	1.2	21	515	2.9	214	1.2	21	522	2.9	183	1.0	21	450	2.6	179	1.0
5	27	1,240	4.5	580	2.1	23	834	4.4	400	2.1	23	926	4.8	369	1.9	23	753	4.0	354	1.9
10	32	3,189	9.4	1,769	5.3	28	2,071	8.5	1,177	4.8	28	2,318	9.6	1,114	4.6	28	1,857	8.2	1,076	4.8
15	37	6,002	14.3	3,978	9.5	33	3,979	13.8	2,631	9.1	33	4,232	15.0	2,504	8.9	33	3,732	14.1	2,412	9.1
20	42	9,769	19.5	7,826	15.8	38	6,704	20.0	5,239	15.6	38	6,951	21.7	5,049	15.7	38	6,136	19.9	4,762	15.5
25	47	14,792	25.5	13,092	22.8	43	10,218	27.1	8,621	22.9	43	10,221	28.7	8,310	23.3	43	8,971	26.2	7,661	22.4
30	52	20,760	32.9	19,984	31.8	48	13,802	33.5	12,175	29.6	48	14,349	37.2	12,332	32.0	48	12,433	33.4	11,274	30.3
35	57	24,014	39.0	25,090	40.5	53	17,973	40.3	17,264	38.7	53	18,219	45.5	16,383	41.0	53	15,694	38.9	15,692	38.9
38	60	27,985	48.9	26,496	45.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	—	—	—	—	—	60	22,094	50.4	21,931	50.0	60	19,369	50.9	19,606	51.2	60	20,933	52.3	20,732	51.8
—	定年	25,764	45.9	—	—	定年	22,253	55.0	—	—	定年	19,707	50.6	—	—	定年	19,837	53.5	—	—

- (注) 1 退職一時金制度(退職年金制度との併用を含む)を採用している企業のうち、退職金額と当該勤続年数のモデル所定内賃金の両方に回答のある社を集計した。
 2 退職金総額は、年金分はその現価額とし、労働者の拠出に係る部分を除く。
 3 月収換算は、退職金額を当該勤続年数におけるモデル所定内賃金で除した月数である。
 4 各労働者区分における集計社数は、いずれかの年齢でモデル退職金の回答を得た社数である。

この調査に関するご質問・ご照会は、下記にお願いします。

〒105-0011 東京都港区芝公園1-5-32

中央労働委員会事務局

総務課広報調査室

電話（03）5403-2142～2144（ダイヤルイン）